

## 平成27年度介護報酬改定に伴う体制届等の届出について

今回の介護報酬改定に伴い、現在届け出ている施設等の区分、人員配置区分及び加算や減算の区分が変更となる事業所・施設(以下「事業所等」といいます。)は、新たに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び必要な添付書類(以下「体制届等」といいます。)の提出が必要となります。

現時点で示された算定要件については「案」であるため、今後変更される可能性があります。

厚生労働省から算定要件や加算の算定に係る届出様式が正式に示された後、改定後の内容に対応した届出様式の準備が整い次第、提出期限と併せて県ホームページに掲載し、メーリングリストでお知らせします。(地域密着型サービスを除く。)

### 1 全サービス・複数サービス共通

#### ■ 地域区分

今回の介護報酬改定で変更が地域区分のみの場合、体制届等の提出は不要です。

#### ■ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算は、更なる上乘せ評価の算定区分として加算Ⅰを新設し、従来の算定区分が加算Ⅱ～加算Ⅳとなっています。介護職員処遇改善加算を算定している事業所はすべて、算定要件を確認の上、該当する区分を選択し、体制届等を提出してください。

(※平成27年度介護職員処遇改善計画書及び計画書に係る添付書類の提出については、別途ホームページやメーリングリストでお知らせします。)

#### ■ サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算は、介護福祉士の配置割合がより高い状況の評価する算定区分として、加算Ⅰイ及び加算Ⅰロが追加されます。加算あり又は加算Ⅰを算定している事業所等は、算定要件を確認の上、必ず体制届等を提出してください。

なお、夜間対応型訪問介護については、追加される区分が、加算Ⅰイ及び加算Ⅰロ・加算Ⅱイ及び加算Ⅱロとなります。

#### ■ 看護体制加算

(※短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉入所者生活介護が対象)

看護体制加算の届出について、平成27年4月から加算Ⅰ及び加算Ⅱの区分が必要となります。当該加算を算定している事業所等は、算定要件を確認の上、必ず体制届等を提出してください。

### 2 個別サービス

#### ■ 訪問介護

特定事業所加算Ⅳが新設されます。新規に算定する場合は、体制届を提出してください。

#### ■ 通所介護

個別機能訓練加算は、利用者の居宅を訪問した上で計画を作成することが新たな要件として追加されています。また、「通所介護の算定区分(小規模・通常規模・大規模Ⅰ、Ⅱ)確認表」(様式第6号)によ

り計算した結果により決定した算定区分(事業規模)が、既に届け出ているものから変更となる場合は、体制届等を提出してください。

### ■ 通所リハビリテーション

認知症短期集中リハビリテーション加算の名称が認知症短期集中リハビリテーション実施加算と変更され、さらに、加算Ⅰ及び加算Ⅱに区分されます。当該加算を算定している事業所は、算定要件を確認の上、体制届等を提出してください。

また、「通所リハビリテーションの算定区分(通常規模・大規模Ⅰ、Ⅱ)確認表」(様式第7号)により計算した結果により決定した算定区分(事業規模)が、既に届け出ているものから変更となる場合についても体制届等を提出してください。

### ■ 短期入所療養介護

施設等の区分が、介護老人保健施設のみなし事業所と認知症疾患型等を除き、一部変更又は新設されています。該当する事業所は、必ず体制届等を提出してください。

### ■ 居宅介護支援

特定事業所集中減算について、平成27年4月サービス提供分から減算が適用となる場合は、体制届等を提出してください。また、特定事業所加算の要件が一部見直されていますので、加算の区分に変更がある場合は、体制届等を提出してください。

### ■ 介護療養型医療施設サービス

施設等の区分が、認知症疾患型等を除き、一部変更又は新設されております。該当する施設は、必ず体制届等を提出してください。

### ■ 小規模多機能型居宅介護

短期利用居宅介護費が新設されています。算定しようとする場合は、体制届等の提出が必要です。看護職員配置体制加算に、加算Ⅲが新設されています。該当する場合は、体制届等を提出してください。なお、従来からある加算Ⅰ・加算Ⅱの算定要件に変更はありません。

### ■ 認知症対応型共同生活介護

従来からある夜間ケア加算は廃止され、夜間支援体制加算が新設されました。算定要件に宿直勤務に当たる者を含めた配置が可能となります。該当する場合は、体制届等を提出してください。

### ■ 複合型サービス

短期利用居宅介護費が新設されています。算定しようとする場合は、体制届等の提出が必要です。新たに訪問看護体制減算の仕組みが導入されます。「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているか確認し、該当する場合は、体制届等を提出してください。

### ■ その他新設の加算

通所介護の「中重度者ケア体制加算」や「認知症加算」を始めとした加算が新設されました。算定要件を満たしており、加算を算定する場合は、必ず体制届等の提出を行ってください。

また、通所介護の「個別機能訓練加算」のように、算定要件が新たに追加されている場合や通所リハビリテーションの「リハビリテーションマネジメント加算」、「短期集中個別リハビリテーション実施加算」など、今までは届出の必要のなかった加算についても、届出が必要となりますので、事業所で算定されている加算について、変更点等を十分にご確認いただくようお願いします。

■ 体制届様式に追加された加算（体制）項目一覧

サービス種別	新設項目
訪問介護	定期巡回・随時対応サービスに関する状況
訪問看護	看護体制強化加算
訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算
	リハビリテーションマネジメント加算
	社会参加支援加算
通所介護	中重度者ケア体制加算
	認知症加算
	個別送迎体制強化加算（※療養のみ）
	入浴介助体制強化加算（※療養のみ）
	選択的サービス複数実施加算（※予防のみ）
通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算
	短期集中個別リハビリテーション実施加算
	生活行為向上リハビリテーション実施加算
	中重度者ケア体制加算
	社会参加支援加算
	選択的サービス複数実施加算（※予防のみ）
短期入所生活介護	個別機能訓練体制
	医療連携強化加算
特定施設入居者生活介護	認知症専門ケア加算
	サービス提供体制強化加算
居宅介護支援	特定事業所集中減算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	総合マネジメント体制強化加算
小規模多機能型居宅介護	看取り連携体制加算
	訪問体制強化加算
	総合マネジメント体制強化加算
認知症対応型共同生活介護	夜間支援体制加算
地域密着型特定施設入居者生活介護	認知症専門ケア加算
	サービス提供体制強化加算
看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護体制減算
	訪問看護体制強化加算
	総合マネジメント体制強化加算